

# 大仙市農業委員会農地利用最適化推進委員募集要項

令和4年12月21日制定

大仙市農業委員会は、現在の農地利用最適化推進委員の任期が令和5年7月30日をもって満了となるため、次のとおり大仙市農地利用最適化推進委員を募集します。

## 1 募集人数

40人（下記の地区ごとに募集します）

地区・番号	担当区域	人数
大曲 1	大曲通町、大曲福住町、大曲丸の内町、大曲白金町、大曲丸子町、大曲福見町、大曲戸巻町、大曲中通町、大曲黒瀬町、大曲の一部（詳細は別紙）、戸蒔、東川、和合	1
大曲 2	大曲大町、大曲上大町、大曲浜町、大曲花園町、大曲金谷町、大曲須和町一丁目、大曲須和町二丁目、大曲須和町三丁目、大曲上栄町、大曲栄町、大曲若葉町、大曲田町、大曲住吉町、大曲日の出町一丁目、大曲日の出町二丁目、大曲飯田町、大曲の一部（詳細は別紙）、飯田、川目、小貫高畑	1
大曲 3	佐野町、朝日町、大花町、福田町、富士見町、若竹町、幸町、美原町、泉町、花館上町、花館中町、花館柳町、花館	1
大曲 4	内小友の一部（詳細は別紙）	1
大曲 5	内小友の一部（詳細は別紙）	1
大曲 6	大曲あけぼの町、大曲緑町、大曲川原町、大曲船場町一丁目、大曲船場町二丁目、大曲西根、蛭川	1
大曲 7	藤木、下深井、六郷西根	1
大曲 8	四ツ屋の一部（詳細は別紙）、高関上郷	1
大曲 9	四ツ屋の一部（詳細は別紙）、新谷地、松倉	1
大曲 10	角間川町	1
神岡 1	神宮寺の一部（詳細は別紙）	1
神岡 2	神宮寺の一部（詳細は別紙）	1
神岡 3	神宮寺の一部（詳細は別紙）、北檜岡	1
西仙北 1	字刈和野、刈和野、北野目	1
西仙北 2	土川	1
西仙北 3	大沢郷宿の一部（詳細は別紙）、大沢郷寺	1
西仙北 4	大沢郷宿の一部（詳細は別紙）、杉山田、正手沢、円行寺	1
西仙北 5	強首、高城、木原田、金山沢、大巻、九升田、寺館	1

地区・番号	担当区域	人数
中仙 1	長戸呂、鑓見内	1
中仙 2	長野、北長野	1
中仙 3	上鶯野、下鶯野	1
中仙 4	清水	1
中仙 5	豊川	1
中仙 6	豊岡	1
中仙 7	栗沢、大神成	1
協和 1	協和境、協和上淀川、協和荒川、協和稲沢	1
協和 2	協和峰吉川	1
協和 3	協和船岡、協和船沢	1
協和 4	協和中淀川、協和下淀川、協和小種	1
南外 1	南外の一部（詳細は別紙）	1
南外 2	南外の一部（詳細は別紙）、南外南檜岡	1
南外 3	南外の一部（詳細は別紙）、南外外小友	1
仙北 1	上野田、払田、高梨の一部（詳細は別紙）、橋本の一部（詳細は別紙）	1
仙北 2	戸地谷、高梨の一部（詳細は別紙）、橋本の一部（詳細は別紙）	1
仙北 3	板見内、堀見内	1
仙北 4	横堀、福田	1
太田 1	太田町横沢、太田町中里、太田町三本扇	1
太田 2	太田町駒場、太田町国見	1
太田 3	太田町太田、太田町小神成、太田町斉内	1
太田 4	太田町永代、太田町川口、太田町東今泉	1

## 2 任期

委嘱された日 から 令和8年7月30日 まで

## 3 身分

大仙市の特別職の非常勤職員

## 4 報酬

「大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例」で定める額が支給されます。

## 5 推薦・応募の要件

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者であって、担当する区域において、その職務を適切に行うことができる者。

ただし次のいずれかに該当する者は、推進委員となることができません（農業委員会等に関する法律第18条第4項）。

- ①破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

## 6 職務内容

- ①担当区域において農業委員と連携し、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消等、農地利用最適化の推進に関する現場活動を日常的に行います。
- ②「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定・変更や農地等利用最適化推進施策について、必要に応じて総会に出席し意見を述べます。
- ③担当区域における農地法や他の法令に基づく農地の権利移動・農地転用の許可、農用地利用集積計画の決定等に関して、現地調査を行うとともに、必要に応じて総会等に出席し情報等を提供します。
- ④農業委員会等が開催する会議や研修に出席します。
- ⑤農家からの相談、農家への助言・指導、農業一般に関する調査及び情報提供を農業委員と連携して行います。

**※農地利用最適化委員は、活動内容を月ごとに記録し、農業委員会事務局へ提出する必要があります。**

## 7 推薦及び応募の方法

推薦及び応募の方法は、個人又は団体等からの推薦を受けて申し込む方法と本人が応募する方法があります。

### (1) 推薦書及び応募書の様式等

方法	様式	記入等
個人又は団体等による推薦	様式第1号	個人推薦の場合、推薦者が必要事項を記入し、署名・押印の上、提出します。
		団体等推薦の場合、必要事項を記入し、署名・押印の上、提出します。
本人による応募	様式第2号	本人が必要事項を記入し、署名・押印の上、提出します。

### (2) 募集要項等の書類

募集要項、推薦書及び応募書は、農業委員会事務局、大曲分室及び各支所の分室で配付しております。また、市ホームページ（農業委員会のページ）からもダウンロードできます。

## 8 募集期間及び提出先

**令和5年1月31日（火） から 令和5年2月28日（火） まで**

- ① 持参の場合 ⇒ 平日の午前8時30分から午後5時15分までとなります。
- ② 郵送の場合 ⇒ 農業委員会事務局のみで受け付けます。令和5年2月28日必着のみ有効となります。

## 提出先

提出先	提出方法	住所及び宛先
大仙市農業委員会 事務局	① 直接持参 ② 郵送	①大仙市役所神岡支所 1階 ②〒019-1701 大仙市神宮寺字蓮沼 16番地 3
大曲分室	① 直接持参のみ	大仙市役所大曲庁舎 2階 農業振興課内 (大仙市大曲花園町 1番 1号)
西仙北分室	①直接持参のみ	大仙市役所西仙北支所 農林建設課内 (大仙市刈和野字本町 5番地)
中仙分室	①直接持参のみ	大仙市役所中仙支所 農林建設課内 (大仙市北長野字茶畑 141番地)
協和分室	①直接持参のみ	大仙市役所協和支所 農林建設課内 (大仙市協和境字野田 4番地)
南外分室	①直接持参のみ	大仙市役所南外支所 農林建設課内 (大仙市南外字下袋 218番地)
仙北分室	①直接持参のみ	大仙市役所仙北支所 農林建設課内 (大仙市高梨字田茂木 10番地)
太田分室	①直接持参のみ	大仙市役所太田支所 農林建設課内 (大仙市太田町太田字新田田尻 3番地 4)

## 9 推薦及び応募状況の公表

募集期間の中間と期間の終了後に、提出された書類をもとに以下の内容を市ホームページ上に公表します。

- ①推進された又は応募する区域
- ②推薦者の氏名、職業、年齢及び性別（推薦者が団体等である場合は、名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格その他の当該団体等の性格を明らかにする事項）
- ③被推薦者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- ④推薦又は応募の理由
- ⑤推薦者が被推薦者を農業委員に推薦しているか否かの別、又は応募者が農業委員に応募しているか否かの別
- ⑥被推薦者の数
- ⑦応募者の数

## 10 候補者の選考

推進委員候補者評価委員会において、提出された書類をもとに総合的な観点から協議し選定します。必要に応じて面接を実施する場合があります。

## 11 選考結果の通知

選考結果は、推進委員候補者評価委員会終了後、速やかに本人及び推薦者に郵送で通知します。

## 注意事項

- ・農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に推薦・応募できますが、兼務することはできません。
- ・1つの地区について農地利用最適化推進委員として推薦されている者又は応募している者が、同時に他の地区についても推薦を受け、又は応募することはできますが、2つの地区の農地利用最適化推進委員になることはできません。
- ・他法令等により、農地利用最適化推進委員と兼職が禁止されている職の者は候補者になれません。
- ・提出された書類は、理由の如何を問わず返却しませんのでご了承ください。
- ・農地利用最適化推進委員は政治活動の制限はありませんが、特別職の地方公務員であるため、その公の地位を利用した選挙運動をすることは禁止されています。
- ・農地利用最適化推進委員には職務上知り得た秘密を漏らしてはならない秘密保持義務があります。この義務はその職を退いた後も同様です。
- ・申し込み状況により募集期間を延長する場合があります。延長する場合は、大仙市ホームページで公表します。
- ・推薦、応募及び面接等に係る経費は、全て各自の負担となります。
- ・推薦書等に記載された内容確認のため、必要に応じて本人又は関係機関等に対して照会を行う場合があります。

《お問い合わせ・郵送での申込先》

大仙市農業委員会事務局

〒019-1701 大仙市神宮寺字蓮沼16番地3 大仙市役所神岡支所内

電 話 0187(72)4611

FAX 0187(72)2413

## 別紙（大曲地域）

地区・番号	小字名
大曲 1	大曲の一部（相野、荒町、以与谷地、於倉谷地、小貫、上高畑、上不計谷地、北村、古四王際、五百刈内ヶ町、下高畑、下不計谷地、諏訪田、高畑谷地、奈加谷地、中良野、西小貫谷地、西田、開谷地、福辺内、前村、南以加利、南浦、蓮沼、小貫谷地）
大曲 2	大曲の一部（上笑ノ口、下笑ノ口、西大槻、東大槻、柳田、扇田）
大曲 4	内小友の一部（新処、荒町、伊豆沼、伊勢堂、板井田境、大土、桶沼、上高花、上中田、下野、下高花、関向、仙北屋、館前、典久、中嶋、中台、中田伊勢堂、中田宮西、中田宮東、中田宮南、中土、中野、沼口、東後谷地、歩跡、三ツ屋、宮後、宮北、宮下、宮西、宮林、宮東、宮前、宮南、焼石、四ツ村、大嶋下、田出沼、裏地）
大曲 5	内小友の一部（明通、浅川、余り目、荒山台、荒山台下り、蟻沢、粟沢、家ノ沢、石神、石神下段、石持、泉沢、泉台、後谷地、善知鳥下、馬ノ屁、馬ノ屁下り、太田、大谷地沢、岡崎、落合、金坪沢、釜ノ沢、上余り目、上伊岡、上小出沢、上深山、鴨沢、北太田、北ノ沢、熊坂、熊ノ沢、熊ノ沢頭、小出沢、小出沢尻、小滝川登、塞ノ神、塞ノ神下り、差森、ザラメキ、七十刈、下余り目、下伊岡、下小出沢、下田谷地、下深山、進藤沢、大関、台林、大明神、高寺、館ヶ沢、田ノ沢、地蔵田、鳥海沢、九十九沢、寺山、堂ノ前、道満沢、榎木沢、土手森沢、鳥越沢、中伊岡、中小出沢、中沢、中沢頭、中尻引、中ノ沢、長持沢、中山、七頭、苗代沢、西村、沼沢、根小屋沢、馬場、東沢、福田、前田橋、松木田、松木沢、丸森沢、水ヶ沢、水平、南尻引、深山、貉沢、元木、桃ノ沢、森東、谷地田、山根、矢向、脇田、下尻引、東寺山）
大曲 8	四ツ屋の一部（上嘉町、上原野、上古道、上前村、上百瀬、川崎、切上、下嘉町、下原野、下古道、下新谷地、下前村、下百瀬、櫛ノ木、中嶋、中下瀬、中原野、中古道、西田、西下瀬、鼠田、榊田、東下瀬、東田、前田、水木田、百瀬下佐五右工門川原、諸又、谷地）
大曲 9	四ツ屋の一部（新屋敷、大久保、上木ノ淵、上水呑場、川口、草刈野、草刈野上川原、草刈野下川原、草刈野中川原、小萱場、小又、小又下川原、逆川、下袋、柴崎、下木ノ淵、砂崎、清十郎川原、惣野、惣野上川原、惣野下川原、長者屋敷、中川原、中木ノ淵、中台、西木ノ淵、仁助川原、機織、機織下川原、八幡野、東木ノ淵、水呑場、水呑場中川原、向水呑場）

## 別紙（神岡地域）

地区・番号	小字名
神岡 1	<p>神宮寺の一部（愛宕下、穴沢、穴沢山、雨地、荒屋、荒屋入、新屋野、家後、内大坪、海老坪、大浦、大浦前、大面、大坪街道下、大巻、沖田、小沢、小沢山、落貝、蟹沢、カサツムリ、金葛、金葛砂崎、金葛砂崎川原、金葛古川敷、金葛古川端、蒲、蒲家下、蒲館野、蒲古川敷、蒲古川端、蒲向古川端、釜ヶ淵、釜ヶ淵下り、釜ヶ淵中嶋、釜ヶ淵古川向、釜ヶ淵南、上蒲、上栗谷田、上渋川、上新川中嶋、木落、吉貝人着、切欠、笹倉、沢田、下金葛、下川原、下川原上台、下川原中瀬、下川原中開、下川原前開、下川原和台、下川原元水戸、下袋嶋長沼頭、下袋長沼頭、渋川、仕兵工野、下栗谷田、下渋川、神宮寺、砂崎、砂崎川原、関口、関口砂崎川原、高野、竹原、館越中嶋、館越古川端、館ノ内、館ノ北、館ノ越、館ノ西、館ノ東、館ノ南、鶴ヶ沢、鶴ヶ沢出口、鯰沼、鳶沢、長面、中川原、中川原道南、長沢、中嶋新開、中瀬古川敷、長山、長山下、苦森、荷坂、西田、布晒、萩原、蓮沼、八幡、比ノ沢、比ノ沢間、比ノ沢山、姫神蟹沢、姫神台、日向平、吹取沢、福島、福島家下、藤原、藤儘、豊後野下段、豊後野上段、臍巻、坊ヶ沢、坊ヶ沢堂ノ後、堯心沢、本郷下、本郷野、本郷道南、三ッ森腰回、三ッ森西平、三ッ森東平、宮寺、明德、薬師、屋敷南、新川中嶋）</p>
神岡 2	<p>神宮寺の一部（大浦上谷地、大浦下谷地、大浦沼、大浦沼入、大浦沼向、大坪、大坪入、大坪街道下入、海草沼谷地、金洗沢、上高野、坂本、下龍蔵台、下龍蔵谷地、外大坪、外谷地、大辺蔵谷地、大辺蔵谷地入、大平台、土井口、土井口入、戸月前、戸月前谷地、中谷地、西高野、萩ノ台、八石、八石入、八石家前、八石高野、八石上高野、八石谷地中、二夕子沢、二夕子沢入、二ッ屋、松ノ木谷地、松ノ木谷地入、宮田、柳ノ下、柳ノ面、山岸、龍蔵谷地、龍蔵谷地入、谷地中、湯ノ台）</p>
神岡 3	<p>神宮寺の一部（宇留井谷地、宇留井谷地東入、道目木、道目木入、戸月、戸月入、宇留井谷地東）</p>

## 別紙（西仙北地域）

地区・番号	小字名
西仙北 3	大沢郷宿の一部（上ノ台、神宮沢、山田、カクマ沢、桔梗台、大野、宿、横山、宮田、中屋布、箱井、向箱井、樋渡、碓田、横道、堀ノ内、福田、寒風、砂ノ前、金木沢、金剛寺、小場沢、滝ヶ沢、山作沢、大場沢、平ノ下、砂子沢、弥八沢、桶ヶ沢、水橋、北野、市道沢、後口沢、筏見沢、棚ヶ台、尊仏、糧沢、作田ノ沢、桶向、秋通、糠塚、南沢、棚ヶ平、滝ノ沢、石田、大場台、曲師ヶ沢）
西仙北 4	大沢郷宿の一部（岩瀬、笹摘台、追分、上宿、堂ノ上、下坂ノ下、下新田、二ノ台、宮ノ内、下福田、田代野、中嶋、山ノ田、キツガ沢、東ヶ沢、椒沢、西ノ沢、蛇ノ沢、湯田ノ沢、戸屋沢、八木山、脇ノ田、屋布前、堂ノ前、丸山、水上ノ沢）

## 別紙（南外地域）

地区・番号	小字名
南外 1	<p>南外の一部（上木直、木直沢、平形、平形中嶋、下木直山、下木直、下木直古川端、向堀野、猿ヶ瀬出野、猿ヶ瀬出野中嶋、猿ヶ瀬出野大川端、猿ヶ瀬中嶋、沖田、宮田、田屋村、川口本町、本宿、川口、田中田、田中田山根、坊田、太田、鞆田、山王台、坊田黒沢、小出、小出押伐沢、大畑、大畑深山、大畑潜沢、梨木田大船野、梨木田、赤平台野、赤平後野、赤平貝沼、赤平大道東、赤平平家、赤平六郎沢、物渡台、物渡山、蛇ノ沢、金助沢、小春木沢、大春木沢、円満寺野、円満寺、西野、梵字ヶ沢、作兵工沢、小沢、猿倉沢、西板戸、十二袋、古館山、揚土山、揚土、坊田石松橋、坊田石兀ノ下、坊田石、北田山田ヶ沢、北田狐塚、北田黒瀬、壇ノ平山、西平山、大杉二タ又杉、大杉、大杉山、大杉赤平沢、大杉貝沼、大杉山岸、大杉河童台、和合、中宿、上中宿、谷地田）</p>
南外 2	<p>南外の一部（水沢々、水沢、及位、葎沢、大和野、平沢、林ノ沢、無尻橋、門ヶ沢、土場、細越、逆川、飽殻谷地、岩ノ目沢、杉橋、上野、石仏、下湯ノ又、下田、広表、湯ノ又、岩倉、小岩倉、大岩倉、一ト刎、湯元、才ノ神、岩瀬、桂沢、十二ノ前、赤畑、下釜坂、上釜坂、黒滝、猿井沢、牛ヶ沢、菅ノ沢、折橋沢、下荒又、中荒又、上荒又、向ノ沢、小浪滝、蒲ノ沢、猪ノ頭、外山、沢山口、平台沢口、松木沢、沢山糸畑、胡桃沢、沢山川堤、下館ノ下、中館ノ下、上館ノ下、大小手館、向大小手、大小手、八田滝、草ノ沢、樋ヶ沢、大柳、若林、胡桃台、三ノ沢、女滝、男滝、西ノ又滝ノ沢、内土場、下細越、権吉台、外土場台ノ上、東ノ沢、西ノ沢、外土場、中川大沢、中川尻、大地ヶ森、大地ヶ森小又、大地ヶ森居ト沢、大地ヶ森岩船沢）</p>
南外 3	<p>南外の一部（田中、落合、新屋布、悪戸野、下袋、袋向、下袋向、下鎌田、東中袋、中袋、上鎌田、金屋、上川原、大向、坊村、矢向、薬師堂、丸木橋、田ノ沢、大松沢、湯神台、下谷地田、上谷地田、松木田、下荒沢、荒沢杉ノ沢、伝上坊滝ノ上、伝上坊、小荒沢、中荒沢、上荒沢、十二ヶ沢野沢、十二ヶ沢滝ノ上、十二ヶ沢古真木、十二ヶ沢大沢、十二ヶ沢畑谷沢、神口沢、中野、上中野、中野山、薊谷地、笹森沢、巢ノ沢、巢ノ沢石切場、巢ノ沢胡麻ノ沢出口、巢ノ沢槇ヶ沢、巢ノ沢冷水沢、上巢ノ沢、巢ノ沢葎ヶ沢、新右工門沢、滝ノ上、滝中田表、下滝、下赤坂、上赤坂、大黒森、滝ノ沢、川堤、台林、水上沢、於其沢、田尻、真形沢、大平、夏見沢、深沢、下桑台、桑台枯木沢、中桑台、上桑台）</p>

## 別紙（仙北地域）

地区・番号	担当区域
仙北1	高梨の一部（上川原、谷地中、繁昌、上高梨、一ノ坪） 橋本の一部（上橋本、鶴田）
仙北2	高梨の一部（沼田、水里、田茂木、福田、大嶋、金堀、麻生田、米打橋、下沖田、上沖田、新屋敷、車瀬、柳田、八嶋、上八嶋、下八嶋、於園、穂田原、上り場） 橋本の一部（富慶、稻荷、中井村、田中）